

現行	改定	摘 要
<p data-bbox="507 548 1056 611" style="text-align: center;">測量業務共通仕様書</p> <div data-bbox="1044 947 1344 1419" style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <p>平成 9年 4月 改定 平成19年10月 一部改定 平成22年10月 一部改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定 平成29年10月 一部改定 平成30年10月 一部改定 令和元年10月 一部改定 令和 2年 4月 一部改定 令和 2年10月 一部改定 令和 3年10月 一部改定</p> </div> <p data-bbox="575 1751 976 1803" style="text-align: center;">山梨県県土整備部</p>	<p data-bbox="1733 548 2282 611" style="text-align: center;">測量業務共通仕様書</p> <div data-bbox="2270 947 2570 1455" style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <p>平成 9年 4月 改定 平成19年10月 一部改定 平成22年10月 一部改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定 平成29年10月 一部改定 平成30年10月 一部改定 令和元年10月 一部改定 令和 2年 4月 一部改定 令和 2年10月 一部改定 令和 3年10月 一部改定 令和 4年10月 一部改定</p> </div> <p data-bbox="1801 1787 2202 1839" style="text-align: center;">山梨県県土整備部</p>	

現行	改定	摘 要
<p data-bbox="249 241 498 273">第102条 用語の定義</p> <p data-bbox="744 285 810 312">(新規)</p> <p data-bbox="287 384 1308 457">28. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p data-bbox="299 470 1308 546">(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。</p> <p data-bbox="299 560 1065 592">(2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。</p> <p data-bbox="287 606 1308 638">29. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が測量業務の完了を確認することをいう。</p> <p data-bbox="287 653 1308 726">30. 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために業務主任技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p data-bbox="287 741 1308 814">31. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p data-bbox="287 829 1243 861">32. 「協力者」とは、受注者が測量業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p> <p data-bbox="287 875 1308 949">33. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p data-bbox="287 963 1308 1037">34. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。</p> <p data-bbox="287 1052 1308 1125">35. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p data-bbox="287 1140 1308 1213">36. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p data-bbox="249 1262 498 1293">第110条 担当技術者</p> <p data-bbox="287 1308 1308 1381">1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。(業務主任技術者と兼務するものを除く) なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。</p> <p data-bbox="287 1396 1308 1470">2. 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。</p> <p data-bbox="287 1484 1308 1558">3. 担当技術者は、担当する業務内容を業務計画書に記載し、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p>	<p data-bbox="1472 241 1721 273">第102条 用語の定義</p> <p data-bbox="1510 296 2531 369">28. 「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</p> <p data-bbox="1510 384 2531 552">29. 「書面」とは、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 ただし、県の定める情報共有システム試行要領に基づいて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。</p> <p data-bbox="1510 611 2531 642">30. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が測量業務の完了を確認することをいう。</p> <p data-bbox="1510 657 2531 730">31. 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために業務主任技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p data-bbox="1510 745 2531 819">32. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p data-bbox="1510 833 2466 865">33. 「協力者」とは、受注者が測量業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p> <p data-bbox="1510 879 2531 953">34. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p data-bbox="1510 968 2531 1041">35. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。</p> <p data-bbox="1510 1056 2531 1129">36. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p data-bbox="1510 1144 2531 1218">37. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p data-bbox="1472 1266 1721 1297">第110条 担当技術者</p> <p data-bbox="1510 1312 2531 1386">1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。(業務主任技術者と兼務するものを除く) なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。</p> <p data-bbox="1510 1400 2531 1474">2. 測量業務における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。</p> <p data-bbox="1510 1488 2531 1562">3. 担当技術者は、担当する業務内容を業務計画書に記載し、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p>	